

## 特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について

平成 27 年 3 月  
消費者庁取引対策課

## 1. 諮問の必要性

- 特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）は、訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売の3類型について、他の法律の規定によって消費者の利益の保護ができると認められる場合は適用除外としている。（特定商取引法第 26 条第 1 項第 8 号二）
- 特定商取引法は、第 64 条第 1 項の規定により、適用除外に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会（経済産業省）へ諮問することとなっているところ。
- 先般の第 187 回臨時国会で「社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 116 号、以下「改正法」という。）」が成立し、社会保険労務士が行うことができる役務として、労務管理及び社会保険等に関する事項について、裁判所で補佐人として訴訟代理人（弁護士）とともに出頭し、陳述をすることが追加された。また、社会保険労務士法人が同役務を受託できることとなった。
- 改正法により追加された役務について、特定商取引法施行令の適用除外の規定を検討する必要があることから、今般消費者委員会への諮問を行う。（消費経済審議会への諮問は、別途、経済産業省が行う）。

## 2. 諮問事項

- 上記施行令によって特定商取引法の適用除外となる「他の法律の規定によって・・・（消費）者の利益を保護することができる」と認められる」（法第 26 条第 1 項第 8 号二）場合か否かについては、当該規定の導入以降、以下の二点が満たされているかにより判断しているところ。

① 消費者被害に対する是正措置が整備されていること

設置法に基づく一般的な行政指導等では不十分。具体的には、下記（i）（ii）のいずれかが法律上規定されており、事業者の不当な勧誘や不当な広告等によって消費者被害が発生した際に発動することが可能であり、消費者被害が発生している状況を予防、一定の強制力をもって改善することができる」と認められる場合を指す。

（i）業務改善命令、指示命令、約款変更命令、懲戒等に該当する措置（不当な

状態の是正)

(ii) 許可等の取消処分、営業停止命令等(不当な状態の非継続)

②法目的との関係で消費者保護のための是正措置発動が可能であること

- 改正法成立以前の社会保険労務士法に係る役務は、上記①②を満たす規制及び是正措置が適用されるものとして既に特定商取引法の適用除外に規定されている。

【現在適用除外となっている社会保険労務士の役務】

- 労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成及び提出手続の代行
- 労働社会保険諸法令に基づく申請等の代理、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述の代理
- 「個別労働紛争(※)の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)」の紛争調整委員会におけるあっせんの手続等に係る紛争当事者の代理  
※労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争
- 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成
- 事業における労務管理等に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること 等

【社会保険労務士法における消費者保護のための規制及び是正措置】

下記に違反した場合は、厚生労働大臣による懲戒処分(戒告 or 1年以内の業務停止 or 失格処分)を受けることとなっている。また、法目的との関係で、消費者保護のための是正措置発動が可能。

- 報酬の基準を明示する義務(施行規則第12条の10)
- 重要事項に関する不実告知、故意の事実不告知、不正・不当行為の禁止(施行規則第12条の11)
- 虚偽・誇大広告の禁止(施行規則第12条の11)
- 社会保険労務士会及び連合会の会則を守る義務(法第25条の30、第25条の36)

- 改正法により追加された役務についても、上記①②を満たす社会保険労務士法による消費者保護のための規制及び是正措置が適用されることから、当該役務についても特定商取引法の適用除外とする旨の同法施行令の改正を行うのが適当であるところ、消費者委員会に意見を伺いたい。

(注1) 現在の適用除外に関する特定商取引法及び同法施行令の条文については別紙1参照。

(注2) 改正法により追加された役務を特定商取引法の適用除外とする場合の新旧対照表(法制局審査中)については別紙2参照。改正法の新旧対照表については別紙3参照。

以上